

学校いじめ防止基本方針

いわき市立江名小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめ等問題行動に対応する基本な考え方

いじめは、

- 「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」
- 「誰もが被害者にも、加害者にもなりうる」
- 「いじめは人間として絶対許されない」

と考えることを基本とする。

学校の内外を問わず、日常生活の中で把握した事柄を常に、軽微のものとして捉えずに深刻ないじめになる可能性があると考えることが大切である。児童の変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、早期発見に努めるとともに組織的に対応する。

3 いじめ防止のための方向性

- いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子にも起こりうる可能性があり、最も身近で深刻な人権侵害である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し合って活動する必要がある。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

4 本方針策定の意義

- 本方針に基づく対応が徹底されること。
→ 組織としての一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すこと。
→ 児童及びその保護者に対し、学校生活への安心感と加害行為への抑止となる。
- 加害児童への成長支援の観点を基本方針【6-（4）】に位置づけること。
→ 加害児童への成長支援につながる。

5 いじめ防止のための主な取組

(1) 教職員

- ① 学期に2回の「困りごと調べ」を実施する。(3学期は学期1回)
 - ・ 調査で把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に相談等を行い対応していく。
 - ・ 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識のもと、個別指導や学級指導・年間指導等の全体指導を行う。
- ② Q-Uテストを実施する。(6月) …4年生のみ(市教委)
※ 児童理解のための資料の一つとして活用を図る。
- ③ 児童の日常の様子を観察し、変化等を把握する。
 - ・ 児童の様子を注意深く観察する。
 - ・ 連続3日以上欠席の児童を把握し、その家庭への連絡を必ず実施する。
 - ・ 関係職員間での情報交換を密にする。
 - ・ 児童に関する情報は、以下のように報告・相談・連絡を行う。
※ 通常時：担任→生徒指導主事→教頭→校長
※ 緊急時：担任→教頭→校長
- ④ 生徒指導全体計画・人権教育全体計画・道徳教育全体計画に沿った取組を確実に行う。
- ⑤ 本方針をHPに公開することにより、家庭や地域への理解と協力を求める。

(2) 児童

- ① 日常的な活動として、学年の発達段階に応じて以下のような取組を行う。
 - ・ 帰りの会等で、一日の生活を振り返る。
 - ・ 命の大切さを実感できるよう、各教科等との関連において飼育活動や栽培活動に取り組む。
- ② 小規模校のよさを生かした縦割り班活動を通して、異学年での交流を図る。
 - ・ 清掃活動
 - ・ なかよしタイム
- ③ 江名幼稚園・江名中学校との交流を図る。

(3) 家庭

- ① 児童の様子に気がかりなことがあれば、すぐに担任へ連絡・相談をする。
- ② いじめの発展しそうな事案が発生した場合は、学校と連携して解決に取り組む。

6 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、必要に応じ関係機関・専門機関とも連携し、対応にあたる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、被害児童や通報してきた児童の安全を確保する。
- 発達・通報を受けた教職員はひとりで抱え込みず、生徒指導部を中心とした組織が速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の確認を行う。事実確認の結果は、教頭（校長）に速やかに報告し、被害・加害児童の保護者及び必要に応じて教育委員会に連絡する。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難で、校長が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。

(3) 被害児童又はその保護者への対応

- 被害児童から事実関係の聴取を行う。その際、「いじめられているのはいじめられる側にも原因がある」というような発言により、被害児童の自尊感情を傷つけないよう留意する。
- 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。その際には、被害児童や保護者に対し、学校は徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力のもと、被害児童の安全を確保する。
- 被害児童に取って信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害児童に寄り添い支える体制をつくる。被害児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止の措置をとったりして、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、心理や福祉等の専門家などの協力を得る。
- いじめが解決したと判断される場合（3ヶ月以上の観察により事実なし）でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケートなどにより判明した情報を適切に保護者へ提供する。

(4) 加害児童への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、関係する複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- 加害児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。また、孤立感・疎外感を与えないよう配慮しつつ、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や関係機関・専門機関との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。ただし、いじめには様々な要因があることから、懲戒を加える際には、加害児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるようになる。

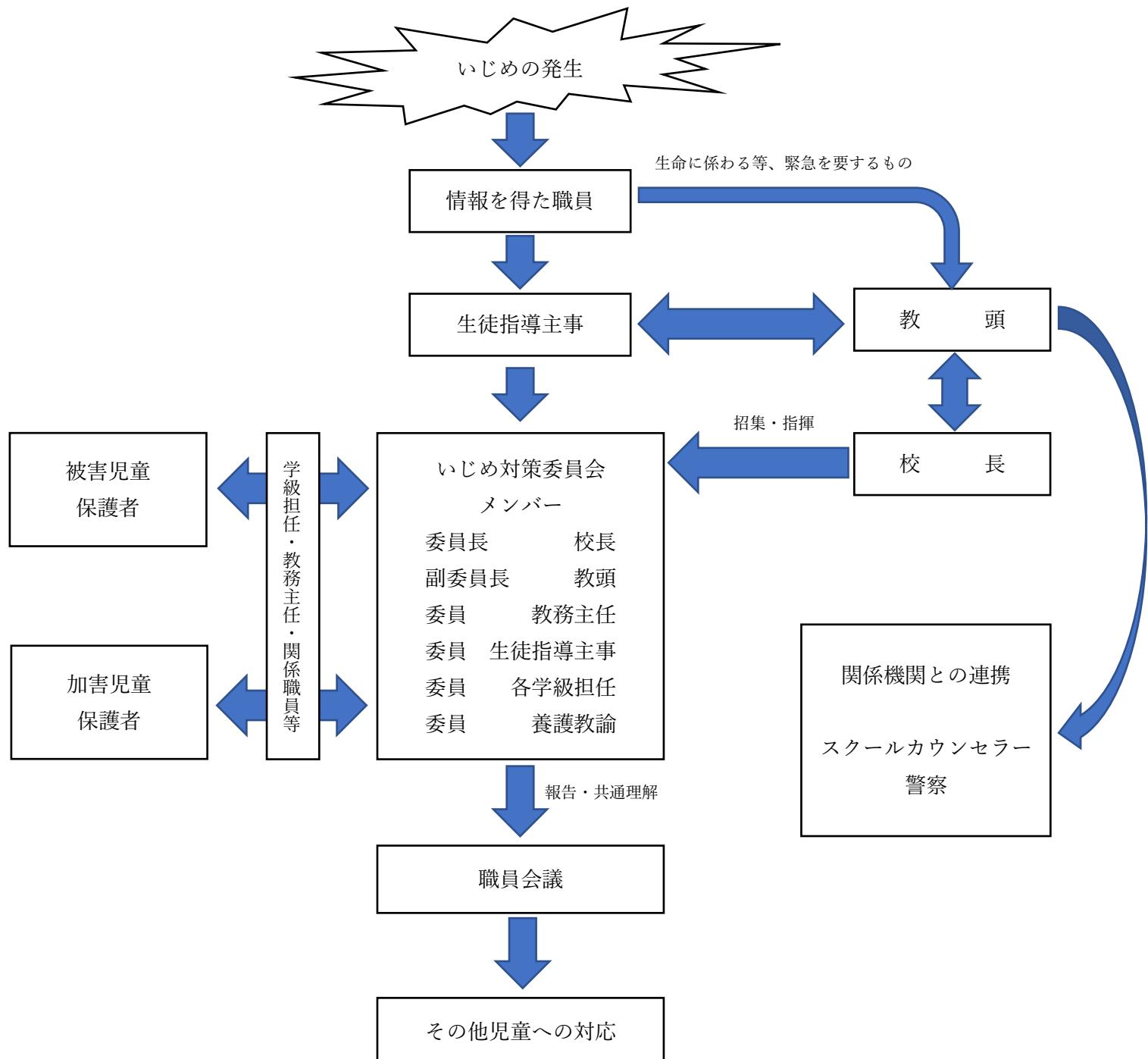
(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
 - はやし立てるなどの同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
(プロバイダへの依頼)
 - ネット上のトラブルの早期発見のため、必要に応じてネットパトロール等を行う。
 - 情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解（スマホ等の情報提供等）を求めていく。

7 いじめ対策の組織（いじめ対策委員会）とその取組



学期	月	いじめ対策委員会の取組	その他全教職員での取組
一学期	4	・いじめ未然防止への取組内容の検討 ・望ましい集団づくりのための取組内容の検討	・関係機関担当者の把握 ・学校いじめ等問題行動に対する保護者への説明（PTA 総会時） ・「困りごと調べ」の実施
	5	・いじめ等問題行動に対する学校の方針の検討	
	6	・教育相談の取組内容の検討	
	7	・1学期の取組の反省と2学期の計画の検討	・1学期の子ども達の様子についての情報交換（生徒指導委員会等） ・個別懇談の実施
二学期	8	・研修会（伝達講習等）の実施	・夏休み中の子どもの様子についての情報交換（生徒指導委員会等） ・「困りごと調べ」の実施
	9		・「困りごと調べ」の実施
	10		
	11		・「困りごと調べ」の実施
	12	・2学期の取組の反省と3学期の計画の検討	・子ども達へのアンケート調査（学校） ・保護者へのアンケート調査（学校）
三学期	1		・冬休み中の子どもの様子についての情報交換（生徒指導委員会等） ・「困りごと調べ」の実施
	2	・1年間の取組の反省と次年度の取組の検討	
	3		
定期的取組		・個別相談の実施 ・生徒指導委員会及び全体会や職員会議等で子ども達についての情報交換を行う。 ・子ども達の1日を振り返る活動（帰りの会） ・「(例) 今日の キラリ江名っ子」で友だち同士、互いに認め合う活動（帰りの会） ・学校生活向上のための話し合い（生徒指導委員会） ・あいさつ運動の実施	

【関係する法律等】

- いじめ防止対策推進法…平成25年（2013年）施行
- いじめの防止等のための基本的な方針…平成25年（2013年）
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン…平成29年（2017年）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂…令和6年（2024年）
- 福島県いじめ防止基本方針…平成26年（2014年）
- いわき市いじめ防止基本方針…平成29年（2017年）